

J ペイサービス J-Debit 取扱加盟店特約

第1条【総則】

1. J ペイサービス J-Debit 取扱加盟店特約は、J ペイサービス加盟店加盟店規約(以下「原契約」といいます)第2条2項に定める J ペイサービス加盟店が、本特約第2条に定める J-Debit の取扱いに関して定める特約です。
2. J ペイサービス加盟店が J-Debit の取扱いをする場合、当社と J ペイサービス加盟店の間は本特約が適用されるものとし、本特約で規定される事項以外については、原契約が適用されるものとします。この場合、原契約の「信用販売」は「J-Debit 取引」と読み替えるものとします。

第2条【用語の定義】

1. 「J-Debit」とは、顧客が金融機関から発行されたキャッシュカード(以下「キャッシュカード」といいます)を利用して専用の端末機を通じて暗証番号を入力する方法により、商品の販売または役務の提供(以下「売買取引」といいます)に対する代金を顧客の当該金融機関の預貯金口座から預貯金引落し等によって支払う取引形態をとるサービスをいいます。
2. 「端末機」とは、当社が使用を認めたJ-Debit の取扱いに必要な機器類を総称し、暗証番号入力用 PIN パッド等の備品およびJペイサービス加盟店(J-Debit)に既に設置されているクレジットカード処理端末機にJ-Debitの処理機能を追加したものを含むものとします。

第3条【J-Debit 取引契約】

1. Jペイサービス加盟店は、顧客が売買取引に基づいて加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます)を顧客の預貯金口座からの預貯金の引落し等によって支払う旨の契約の申し込みをキャッシュカードを提示して行うときは、本特約に従い、当該顧客とかかる内容の契約(以下「J-Debit 取引契約」といいます)を締結するものとします。
2. J-Debit 取引契約は、第4条に定める手続きに従って端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に成立するものとします。

第4条【J-Debit 取扱方法】

1. Jペイサービス加盟店は、顧客がJ-Debit 取引契約の申し出を行った場合、顧客の提示したキャッシュカードを顧客をして端末機に読取らせ、または顧客よりキャッシュカードの引渡しを受けて自ら当該キャッシュカードを端末機に読取らせるものとします。
2. Jペイサービス加盟店は、端末機に表示された売買取引債務の金額を顧客に確認させ、当該キャッシュカードの暗証番号を顧客に入力させるものとします。
3. Jペイサービス加盟店は、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されたときは、J-Debit 取引契約が締結されたものとして取扱うものとします。

第5条【取扱不能】

Jペイサービス加盟店は、以下の事項に該当する事象が発生した場合には、J-Debit の取扱いを行わないものとします。

- (1) 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合

- (2) 金融機関センターまたはネットワークに障害が発生した場合
- (3) 通信異常等により通信エラーを繰り返した場合
- (4) 磁気ストライプ等のキャッシュカード情報の読取りができない場合

第6条【取扱金額】

1. Jペイサービス加盟店は、1回あたりのJ-Debit取引契約による支払いの最高または最低限度額を定めることができるものとします。
2. 顧客のJ-Debit取引契約による支払い額と現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む)による預金払い戻し額の1日あたりの累計額が、当該取引で使用するキャッシュカードを発行する金融機関の定める金額を超えるときは、当該J-Debit取引契約にかかわる口座引落確認はなされず、当該J-Debit取引契約は締結されないものとします。

第7条【取引の拒絶】

1. Jペイサービス加盟店は、次の場合には、顧客との間のJ-Debit取引契約の締結を拒絶しなくてはならないものとします。
 - (1) 顧客が暗証番号の入力をキャッシュカードの発行金融機関所定の回数を超えて間違えた場合
 - (2) 顧客が明らかに偽造、変造または模造と判断されるキャッシュカードを提示した場合
 - (3) 顧客がキャッシュカード名義人以外のものまたは不審者と判断される場合
 - (4) 顧客がJ-Debit取引契約の締結にかかわる機能を付与されているキャッシュカードを提示していない場合(当該キャッシュカード発行金融機関が定めるところにより、J-Debit取引契約の締結にかかわる機能が制限されている場合を含む)
 - (5) 顧客が預金の払い戻しによる現金の取得を目的としてJ-Debit取引契約の申し込みをした場合
2. Jペイサービス加盟店は、前項各号の場合において故意または重大な過失により取引拒絶を怠ったときは、キャッシュカードの名義人、キャッシュカードの発行金融機関、当社および対象カード会社に生じた損害を賠償するものとします。

第8条【カード利用代金の支払】

1. 当社は、Jペイサービス加盟店が顧客に対する売買取引により取得した売買取引債権を対象カード会社規約に従い、対象カード会社に代わってJペイサービス加盟店に対して支払う(以下この支払の対象となる金員を「カード利用代金」といいます)ものとします。
2. 当社は、別表に定める締切日ごと、当該締切日までにJペイサービス加盟店が取得した売買取引債権について、前項記載の支払をするものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。
3. 当社のJペイサービス加盟店に対するカード利用代金の支払に関する、当社、対象カード会社およびJペイサービス加盟店の間の法律関係については、すべて対象カード会社規約の規定に従うものとします。なお、対象カード会社規約記載のカード利用代金の支払の手続を、当社が当該対象カード会社規約に基づき、Jペイサービス加盟店を代理して行うことを承諾します。また、この場合、当社は、対象カード会社に代わって、カード利用代金を立替払いします。

第9条【手数料および支払い】

1. Jペイサービス加盟店が対象カード会社に支払うカード利用代金の支払にかかわる手数料は、支

払いの対象となったカード利用代金に当社所定の方法により計算したものとします。なお、当社の取扱手数料は、このカード利用代金の支払にかかわる手数料に含まれるものとし、当社は、対象カード会社を通じて、取扱手数料を受領します。

2. 当社のJペイサービス加盟店に対するカード利用代金の支払は、別表に定める支払日に当該支払の対象となるカード利用代金総額より前項の手数を差し引いた金額をJペイサービス加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。
3. 当社のJペイサービス加盟店に対するカード利用代金の支払は、当社が直接行うか、または当社が指定し、事前にJペイサービス加盟店に通知した所定の会社が行うものとします。
4. 当社または対象カード会社にJペイサービス加盟店に対する手数料以外の請求代金がある場合には、当社は本条第2項により支払うカード利用代金から当該代金を差し引けるものとします。また、Jペイサービス加盟店から当社または対象カード会社へカード利用代金以外の請求代金がある場合には、当社は本条第2項により支払うカード利用代金と合わせて支払うことができるものとします。
5. 当社は、Jペイサービス加盟店に対して、「お振り込みのご案内」または当社が別途作成する書面に、前項記載の取扱いを記載して送付することができるものとします。

第10条【解除、取消し等】

1. Jペイサービス加盟店は、J-Debit 取引契約が解除(合意による解除を含む)または取消等により適法に解消(売買取引の解消によるJ-Debit 取引契約の解消を含み、以下「解消」といいます)された場合、その責において口座引落確認書を参照する等の方法により当該J-Debit 取引の目的とされた売買取引が適正に成立していることを確認することを条件として、次の対応をとることができるものとします。
 - (1) 取引当日に顧客より解消の申し出がなされJペイサービス加盟店がそれに応じる場合
 - ①Jペイサービス加盟店は、顧客の所持するキャッシュカードを顧客をして端末機に読取らせ、または顧客よりキャッシュカードの引渡しを受けて自ら当該キャッシュカードを端末機に読取らせた後、端末機から当該キャッシュカードの発行金融機関に対し預貯金の引落しまたは郵便振替口座からの振替の取消しの電文を送信するものとします。
 - ②この場合顧客の暗証番号およびJペイサービス加盟店の暗証番号の入力は不要とします。
 - ③システム上取消要求の電文を送信することが不可能な場合または当該キャッシュカードの発行金融機関が定めるデビットカード取引規定による預貯金の復元もしくは郵便振替口座の預り金の戻し入れが取引当日中になされない場合、Jペイサービス加盟店は本項(2)と同様の処置をとるものとします。
 - (2) 取引翌日以降に顧客より解消の申し出がなされ、Jペイサービス加盟店がそれに応じる場合
Jペイサービス加盟店は、顧客に対してカード利用代金相当額の支払義務を負い、当該顧客に現金等にてこれを支払うものとします。ただし、この場合、Jペイサービス加盟店に対しては当該J-Debit 取引にかかわる手数料の返還はなされないものとします。
2. 前項(1) ①の処置により預金の復元または郵便振替口座の預り金の戻し入れがなされた場合、カー

ド利用代金の支払に関する対象カード会社とJペイサービス加盟店との間の契約も取消され、Jペイサービス加盟店が有する対象カード会社に対するカード利用代金の支払請求権は消滅するものとします。

3. 適法かつ正当な解消依頼であることの確認は、キャッシュカードおよび口座引落確認書等の徴求および照合によりJペイサービス加盟店が行うものとします。
4. Jペイサービス加盟店より取消しの電文が送信されたときは、Jペイサービス加盟店は当社または対象カード会社その他の第三者に対し送信権限の瑕疵を主張できないものとします。

以上
(2017.9.1)

<日本デビットカード推進協議会>

- ・住所 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-2 NTT データ大手町ビル10F
- ・URL <http://www.debitcard.gr.jp/>

[別表] Jペイサービス J-Debit の締切日・支払日

締切日	支払日※
毎月 15 日必着	当月末日
毎月月末必着	翌月 15 日

※支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日を支払日とします。

ただし、支払日が月末日の場合は前営業日を支払日とします。